

託送供給特例承認申請書

平成25年7月8日

九州電力株式会社

# 託送供給特例承認申請書

ネ 託 第 91 号  
平成 25 年 7 月 8 日

経済産業大臣 茂 木 敏 充 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 82 号  
九州電力株式会社

代表取締役 瓜 生 道 明  
社 長

電気事業法第24条の3第2項ただし書の規定により次のとおり託送供給約款以外の供給条件により託送供給を行うことの承認を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類	振替供給および接続供給
供 給 の 相 手 方	別紙に記載のとおりであります。
供 給 電 力	同 上
供 給 電 圧	同 上
電 気 方 式 及 び 周 波 数	同 上
料金その他の供給条件の内容	同 上
供給開始年月日及び有効期間	平成 25 年 7 月 23 日以降相当の期間

## 託送供給約款以外の供給条件の内容

### 1 適用

託送供給約款〔一般電気事業・特定規模電気事業用〕（平成25年4月2日届出。以下「託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業用〕」といいます。）または託送供給約款〔特定電気事業用〕（平成25年4月2日届出。以下「託送約款〔特定電気事業用〕」といいます。）にもとづき託送供給を受ける契約者の、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第6条第5号の規定に該当する場合で、契約者の希望により電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第3項に定める再生可能エネルギー発電設備（以下「再生可能エネルギー発電設備」といいます。）により発電された電気の受電地点への供給設備（託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業用〕59（受電地点への供給設備の工事費負担金）(1), (2)もしくは(3)または託送約款〔特定電気事業用〕57（受電地点への供給設備の工事費負担金）(1), (2)もしくは(3)にもとづき工事費負担金を算定する供給設備を除きます。）を施設するときの工事費負担金は、この託送供給約款以外の供給条件に定めるところによります。

### 2 工事費の負担

(1) 契約者が新たに託送供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

ただし、再生可能エネルギー発電設備からの出力により、当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で、これに係る

措置として当社が新たに供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

新増加契約受電電力1キロワットにつき	1,260円00銭
--------------------	-----------

- (2) 当社が受電する電気について、施設後3年以内の供給設備を利用する場合は、新たに利用される部分を新たに施設される供給設備とみなします。
- (3) 当社は、供給設備の全部または一部を他の契約者と共用する供給設備として利用することがあります。

なお、当社が受電する電気について、その利用が供給設備を施設してから3年以内に行なわれる場合で、その供給設備を施設したときにさかのぼって2以上の契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは、原則としてその差額をお返しいたします。

- (4) (2)および(3)の場合を除き、託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業用〕Ⅷ（工事費の負担）および託送約款〔特定電気事業用〕Ⅷ（工事費の負担）の適用については、託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業用〕59（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)および託送約款〔特定電気事業用〕57（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)の場合に準ずるものいたします。

### 3 そ の 他

この託送供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業用〕または託送約款〔特定電気事業用〕によるものいたします。

別添

## 託送供給約款に拠りがたい理由

平成23年8月26日に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年法律第108号。）にもとづき、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始され、再生可能エネルギーの導入が進んでいるところであります。

この再生可能エネルギーの固定価格買取制度においては、電気事業者による買取りの円滑化を求められており、発電事業者の連系の希望による系統増強が発生する場合においても、当該発電事業者からすみやかな対応を求められているところであります。

この点について、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入等に関する論点について検討を行う目的で設置された、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会制度環境小委員会による中間取りまとめ（平成23年2月）においては、再生可能エネルギー電源の導入円滑化のための系統ルールとして、「市場原理に基づき、系統増強費用を含めた最終的な需要家負担が低い地点から発電設備の立地が進むという点で費用対効果に優れること」および「系統増強が必要ない発電施設との公平な競争条件が確保されること」を理由として、再生可能エネルギー電源を系統へ接続するにあたり、系統増強に係る費用は発電事業者の負担とするが、発電事業者が費用を負担する場合には、一般電気事業者は、原則として、系統増強を行うものとするのが適当であるとされており、

再生可能エネルギーの固定価格買取制度においては、発電設備の接続により送電可能な容量を超えることが合理的に見込まれる場合には、一般電気事業者は接続を拒むことができることが定められておりますが、前述の観点を踏まえ、事業者が受電地点への供給設備の工事費用を負担することを前提に接続を希望された場合には接続を行うことが可能となるよう、電気事業法第24条の3第2項ただし書の規定により託送供給約款以外の供給条件をすみやかに設定いたしたく、特例承認申請を行なう次第であります。